

表6 市県民税・国保

合計所得額	減免の割合
300万円以下	10分の10
300万円以上400万円以下	10分の8
400万円以上550万円以下	10分の6
550万円以上750万円以下	10分の4
750万円以上	10分の2

表7 介護保険料

合計所得額	対象保険料額	減免の割合
基準所得金額 (200万円)未満	世帯の保険料額に前年の合計所得額に占める	10分の10
基準所得金額 (200万円)以上	農業(事業)所得金額の割合を乗じた額	10分の8

申請受付
 申請期間 11月20日(火)～12月28日(金)
 受付窓口・申請書類 市税務課、保険課、高齢者支援課
 各支所 企画総務課、市民福祉課
 前田出張所では、12月3日(月)～7日(金)に減免に関する専門相談窓口を開設します。
 問合せ 市税務課 固定資産税・市県民税 ☎62-1116
 市保険課 国民健康保険税 ☎62-1117
 市高齢者支援課(介護保険料) ☎62-1112

平成19年台風11号及び前線による大雨にかかる災害の被災者の皆さまへ

国民年金保険料の納付が困難な場合はお早めに免除申請を

住宅や田畑、その他の財産のなかで、最も大きい被害を受けた財産がその価格のおおむね2分の1以上の損害額(保険等で補填される額を除く)である場合は、国民年金保険料が免除される場合があります。それには、市役所に国民年金保険料の免除申請を行うことが必要ですので、詳しくは下記までお問合せください。

- 申請方法**
市役所保険課及び各支所において、「国民年金保険料免除申請書」及び「国民年金被災状況届(被災金額及び補填される額を確認するもの)」を記載していただきます。
- 添付書類**
北秋田市消防本部 及び各分署 が交付する罹災証明(原本)を添付してください。
- 免除承認期間及び免除期間の考え方**
原則として災害発生月の前月である19年8月以降の期間について承認することとなりますが、納付済みの場合は返納されません。また、受給資格期間及び受給額への算入の考え方は、通常的全額免除と同じですのでご注意ください。

問合せ 市保険課年金担当 ☎62-1117 鷹巣社会保険事務所 ☎62-1497

国有財産の売却について

売払物件
 大館市白沢字白沢437番13外1 土地3,027.90㎡
 鹿角市花輪字大清水18番4 土地409.87㎡ 建物2棟(109.05㎡)
 北秋田市脇神字高村岱1番11 土地3,492.34㎡
 入札注意書及び契約条項の示す場所
 米代東部森林管理署 業務第一課管理係
 入札日時及び場所
 11月20日(火)11:00 米代東部森林管理署 会議室
 問合せ 米代東部森林管理署 ☎0186-50-6130

住宅改良資金(被災者向け)

～豪雨災害により被害を受けた方に住宅改修費用を低利に融資します

募集期間 平成19年11月1日～平成21年9月30日
 対象者 県内に居住する住宅に被害を受け、り災証明書の交付を受けた方
 融資条件 融資金利 1.0%固定
 融資限度 300万円
 償還期間 10年以内
 申込先 秋田銀行、北都銀行、各農業協同組合等
 問合せ 県建築住宅課 ☎018-860-2561

豪雨災害により被害を受けた方に

市税・介護保険料を減免します

固定資産税・市県民税
 国民健康保険税・介護保険料

表1 固定資産税(土地)

損害の程度 (土地の被害面積の割合)	減免の割合
8割以上	10分の10
6割以上8割未満	10分の8
4割以上6割未満	10分の6
2割以上4割未満	10分の4

表2 固定資産税(家屋)

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき	10分の10
家屋の価格の6割以上の価値を減じたとき	10分の8
家屋の価格の4割以上6割未満の価値を減じたとき	10分の6
家屋の価格の2割以上4割未満の価値を減じたとき	10分の4

表3 市県民税・国保・介護

納税義務者の状況	減免の割合
死亡	10分の10
生活扶助	10分の10
障害者	10分の9

表4 市県民税・国保

損害の程度	減免の割合	
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上
合計所得額		
500万円以下	10分の5	10分の10
500万円以上 750万円以下	10分の2.5	10分の5
750万円以上	10分の1.25	10分の2.5

表5 介護保険料

損害の程度	減免の割合	
	10分の2以上 10分の5未満	10分の5以上
合計所得額		
基準所得金額 (200万円)未満	10分の5	10分の10
基準所得金額 (200万円)以上	10分の2.5	10分の5

北秋田市では、このたびの豪雨災害により、家屋や事業収入等に被害を受けた方に対し、災害を受けた日以後の納期に係る市税等を減免します。(すでに納付した場合でも9月21日以後の納付分は還付されます。)減免対象、減免割合等は次のとおりです。

固定資産税
 減免対象・減免割合
 農地または宅地について、被害面積がその土地の面積の10分の2以上の場合は、損害程度に応じてその土地に対する課税が表1のとおり減免されます。
 家屋について、その家屋の価格の10分の2以上の損害を受けた場合は、損害程度に応じてその家屋に対する課税が表2のとおり減免されます。
 償却資産については、家屋減免の表2に準じて減免されます。

市県民税、国民健康保険税、介護保険料
 減免対象・減免割合
 死亡した場合、生活扶助を受けることとなった場合または障害者となった場合は、表3のとおり減免されます。
 前年中の合計所得金額が1千万円以下の方(介護保険料は所得制限なし)で、住宅または家財介護保険料は住宅のみ)について、保険金等の補てん金額を控除した実質損害額がその価格の10分の3以上(介護保険料は10分の2以上)の損害を受けた場合は、合計所得金額と損害程度に応じて表4(介護保険料は表5)のとおり減免されます。
 前年中の合計所得金額が1千万円以下かつ農業所得以外の所得が400万円以下の方で、農作物等による収入の減収割合(共済金等の補てん金額を控除した実

質減収割合)が10分の3以上と認められる場合は、合計所得金額に占める農業所得金額の割合による税額(保険料)が、合計所得金額に応じて表6(介護保険料は表7)のとおり減免されます。
 前年中の合計所得金額が1千万円以下かつ事業所得以外の所得が400万円以下の方で、事業用資産(店舗、商品等)が冠水被害を受け、事業による収入の減収割合(保険金等の補てん金額を控除した実質減収割合)が10分の3以上と認められる場合は、合計所得金額に占める事業所得金額の割合による税額(保険料)が、合計所得金額に応じて表6(介護保険料は表7)のとおり減免されます。